

スグレス with KDDIに関する規約

(本規約の適用)

第1条

この「スグレス with KDDI」に関する規約（以下「本規約」といいます）は、本契約者とKDDI株式会社（以下「当社」といいます）との間で締結される「スグレス with KDDI」の利用などにかかる契約の一切に適用されます。

(本規約の変更)

第2条

当社は民法の定めに従い、本規約を変更することがあります。この場合は「スグレス with KDDI」の利用などにかかる契約条件は、変更後の本規約によります。

2. 当社は、本規約の変更を行う場合、あらかじめ当社の指定するKDDI法人ウェブサイトに変更後の本規約及びその効力発生時期を、所定のWebサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。

(用語の定義)

第3条

本規約においては、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
スグレス	株式会社ALBERT社（以下「ALBERT社」といいます）が「スグレス」の名称で提供するチャットボットサービス
スグレス with KDDI	ALBERT社の提供するスグレスの基本機能を元に、任意の機能をパッケージングしたチャットボット基本サービスとオプションサービスの総称
オプションサービス	「サポートEX」の名称で提供される、スグレス with KDDI基本メニューをご契約の利用者に限り提供可能なチャットボットのモデル学習、FAQ作成に係るアドバイザーおよびコンサルティングサービス
本サービス	「スグレス with KDDI」および「オプションサービス」の総称
本契約	本規約に基づき成立する本サービスの利用などに関する契約
本契約者	当社と本契約を締結しているご利用者
スグレスサービス利用規約	スグレスの提供条件などをALBERT社が別途定めた規約で本契約者とALBERT社との間で締結される、スグレスの利用に関する契約
本規約など	本規約、重要事項説明書、オプションサービス利用規約およびALBERT社のスグレスサービス利用規約の総称
料金月	1の暦月の起算日（当社が本契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします）から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所

(本規約などの適用範囲)

第4条 本サービスのうち、スグレスの利用条件にはスグレスサービス利用規約が適用されます。

本規約の内容がスグレスサービス利用規約の内容と異なる場合には、本サービス利用規約の定めを優先するものとしします。

(本申し込み)

第5条 本サービスの利用申し込み（以下「本申し込み」といいます）は、当社が別に定めるところにより行っていただきます。

(本申し込みの承諾)

第6条 当社は、本申し込みがあったときは、受け付けた順序にしたがって承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはその本申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本申込者が、本サービスに関わる料金その他の当社に対する債務の支払いを現に若しくは過去に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 本申込者が、本規約などの定めに基づき本サービスの全部若しくは一部の利用を停止されたことがあるとき、当社のその他のサービスの全部若しくは一部の利用を停止されたことがあるとき、またはALBERT社からスグレスサービス利用契約を解除されたことがあるとき。
 - (3) 本申込者がその本申し込みに当たり虚偽の申告をしたとき。
 - (4) 本申込者が本規約などに違反し、または違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 本サービスの利用開始に先立ち、本契約者は、ALBERT社が本契約者に対して有するスグレスの利用に関わる料金債権を、ALBERT社が当社に譲渡することについて、異議をとどめず事前に承諾するものとします。

(本契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第7条 本契約者が本規約または本契約に基づき有する一切の権利義務等は、第三者に譲渡または移転することができません。

(有効期間)

第8条 本契約の有効期間は、スグレスサービス利用規約およびオプションサービス利用規約の定めにかかわらず、本サービス利用契約が成立した日から、本サービス利用契約の終了日までです。

(本契約の解約・解除など)

第9条 本契約者は、スグレスサービス利用規約の定めにかかわらず、別途当社の定める方法で、いつでも当社に対し、本契約を解約する旨の申し入れをすることができるものとします。この場合、スグレスサービス利用契約は、当社およびALBERT社が当該申し入れを受け付けた日をもって終了するものとします。

- 2 当社は、本契約者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、通知催告等何らの手続を要することなく直ちに本契約を解除することができます。
- (1) スグレスサービス利用規約、本規約または本契約に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき。
 - (2) 差押、仮差押若しくは仮処分命令、通知が発送され、または競売の申立を受けたとき。
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (4) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (5) 自己振出若しくは自己引受の手形、または自己振出の小切手が不渡りとなったとき。
 - (6) 合併によらず解散し、または営業を廃止したとき。
 - (7) スグレスサービス利用規約、本規約または本契約の履行にあたり不正な行為があったとき。
 - (8) 当社名誉、信用を失墜させ、若しくは当社に重大な損害を与えたとき、またはそのおそれがあるとき。
 - (9) 本契約者の資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。

(10)本契約者を代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力であることが判明したとき。

(11)その他本契約を継続しがたい重大な事由が判明したとき。

(本契約の契約内容の変更)

第10条 本契約者は、本契約の契約内容の変更（アカウントの廃止は解約のため除く）を行うときは、別途当社の定める方法で、いつでも当社に対し、本サービスの変更申込みをすることができるものとします。

(本契約者の氏名などの変更)

第11条 本契約者は、本契約者の氏名・名称・住所若しくは居所または請求書の送付先その他の当社に届け出た事項に変更が生じた場合、当社所定の方法により、速やかに契約事務を行う本サービス取扱所にその旨を届け出るものとします。

2 本契約者から前項に基づく届出があった場合、当社は、本契約者に対し、当該届出に関わる事実を証明する書類の提示を求めることができます。

3 本契約者が第1項に定める届出を怠りまたは事実と異なる届出を行ったことにより、本契約者が不足の不利益を被ったとしても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社はその責任を一切負いません。また、本契約者が第1項に定める届出を怠りまたは事実と異なる届出を行ったことにより当社が本契約者に発送した通知が到着せずまたは延着した場合、当該通知は通常到達すべき時に本契約者に到達したものと取り扱われます。

(料金など)

第12条 本サービスの利用料金（以下「料金など」といいます）は、料金表第1表に定める基本料（以下「基本料」といいます）、およびオプションメニュー料（以下「オプション料」といいます）により構成されます。

(料金などの支払義務)

第13条 スグレスサービス利用規約の定めにかかわらず、本契約者は、本契約の有効期間の開始日の属する料金月の翌料金月の初日から本契約が終了した日の属する料金月の末日までの期間（本契約の有効期間開始日の属する料金月と終了日の属する料金月とが同一の料金月である場合は、その料金月の初日から末日までの期間）について、料金などの支払いを要します。

ただし、オプションサービスについてはオプションサービスに係る利用契約の有効期間の開始日の属する料金月の初日から本契約が終了した日の属する料金月の末日までの期間（本契約の有効期間開始日の属する料金月と終了日の属する料金月とが同一の料金月である場合は、その料金月の初日から末日までの期間）について、料金などの支払いを要します。

(割増金)

第14条 スグレスサービス利用規約の定めにかかわらず、本契約者は、料金などの支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第15条 スグレスサービス利用規約の定めにかかわらず、本契約者は、料金など（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年率14.5%の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(利用に関わる本契約者の義務)

第16条 本契約者は、アカウントまたはパスワード（アカウントの認証に用いる英字、数字およびその他の当社が指定する文字により構成された文字列をいいます）について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを、速やかに契約事務を行う本サービス取扱所に届け出ることとします。

2 本契約者は、前項の規定に違反して当社、ALBERT社その他の第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

3 本契約者は、前二項の規定に違反して当社またはALBERT社の設備などを忘失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕などに必要な費用その他当社の損害を支払っていただきます。

(本契約者などの氏名などの通知)

第17条 当社は、ALBERT社から要請があったときは、本契約者またはその管理者その他の者（以下合わせて「本契約者など」といいます）の氏名・名称・住所・電話番号・メールアドレスその他の連絡先などをALBERT社に通知することができます。また、当社は、本契約者などからのスグレスに関する問い合わせ内容並びに本契約者の料金などの支払状況をALBERT社に通知することができます。

(ALBERT社からの通知)

第18条 本契約者は、当社が、料金などの請求に当たり必要があるときは、ALBERT社から本契約者などの氏名・名称・住所・電話番号その他の連絡先などの必要な情報の通知を受けることについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。

(本契約者などに関わる情報の利用)

第19条 当社は、本契約者などに関わる氏名若しくは名称・電話番号・住所若しくは居所または請求書の送付先などの情報を、本契約の締結および履行、料金などの適用または請求その他本サービスの販売、提供に関わる業務の遂行上必要な範囲で利用します。業務の遂行上必要な範囲での利用には、当社が当該業務を委託している者に提供し、当該委託先による利用を含みます。

なお、本サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(同意)

第20条 本契約者は、本規約および本契約の内容に関して、管理者、本サービスのエンドユーザーなどから必要な同意を得ていただきます。

(法令に規定する事項)

第21条 本サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(損害賠償)

第22条 本契約者などが本規約の違反その他本契約者などの責めに帰すべき事由により当社（当社の業務委託先を含む。以下本条において同じ）に損害を与えた場合、本契約者は、当該損害を賠償する責を負うものとします。

2 本契約者などが本サービスの利用により第三者に対し損害を与えまたは第三者からクレームなどがなされた場合、本契約者は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、自己の責任においてこれを解決し、当社に如何なる責任をも負担させないものとします。

(紛争解決)

第23条 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(反社会的勢力)

第24条 本契約者は、当社に対し、自己、その代表者、役員、実質的に経営を支配する者若しくは従業員又はその代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者（本規約において、併せて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2 本契約者は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証します。

料金表

通則

(料金などの計算方法)

- 1 当社は、料金などは、料金月にしたがって計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、料金などについては、料金月にしたがって計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金などその他の計算については、税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします）により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金などその他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。
ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金などの支払い)

- 6 本契約者は、料金などについて、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 7 料金などは、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。
- 8 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金などの指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 9 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金などの一括後払い)

- 10 当社は、前項の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、本契約者の承諾を得て、2カ月以上の料金などを、当社が指定する期日までに、まとめて請求することがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 料金などの支払いを要するものとされている額は、税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、第1表に記載されている金額は、税込価格(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)ですが、消費税の計算上、当社が請求し、本契約者が支払うべき金額は、同表に定める税込価格の合計額と異なる金額になる場合があります。

(料金などの臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金などを減免することがあります。

※当社は、料金などの減免を行ったときは、関係の本サービス取扱所に掲示するなどの方法により、その旨を周知します。

(料金などの請求)

- 13 料金などの請求については、本規約、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」または当社の「KDDIまとめて請求に関わる取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 ご提供価格

1 料金額

名称	サービス区分	費用区分	料金額 (税込)
POC Pack	基本	一時金	1,100,000円
Entry Pack	基本	初期費	550,000円
		月額	440,000円
LINEWORKS専用メニュー	基本	初期費	550,000円
		月額	214,500円
サポートEX	オプション	初期費	0円
		月額	330,000円

2 各サービスに含まれる内容

【Pock Pack】

■ご利用可能期間

- ・サービス開通月を含む3ヵ月間

■一時金費用区分に対応するサービス

<初期設定内容>

- ・要件打合せ
- ・お客様作成のFAQをチャットボットに登録 (個社毎に調整のFAQ自動読み込みツール利用)
- ・ダッシュボード環境提供
- ・辞書データ登録
- ・初期動作確認

<ご提供するサービス内容>

- ・QA対応チャットボット基本機能
 - FAQ / 雑談に対応した検索型チャットボット機能
 - 1契約で1つのチャットボット利用可能
 - U/I (チャンネル) はLINEWORKS、Microsoft Teams、及びブラウザ
 - ユーザー固有辞書登録機能
 - 管理コンソール
 - ダッシュボード
- ・学習サポート
 - 仕様・不具合・障害に関する問い合わせ対応
 - FAQ作成支援 (設計コンサルティング)
 - 辞書メンテナンス
 - 個別チューニング作業
 - Dashboard データを踏まえた傾向分析&アドバイザリング
 - 途中経過観測/最終報告会

■ご注意事項

- ・期間延長でのご利用はできません
- ・最終報告会で報告するデータは最終報告会開催日の2週間前までのデータとなります。
- ・本プランはスグレスアカウントを3か月間利用できる権利の売り切りとし、アカウント開通月を検取月とします。
- ・「スグレス with KDDI」申込書の受領をもって契約締結とし申込書に記載のご利用開始希望月をアカウント開通月とします。

【Entry Pack】

- 初期費の費用区分に対応するサービス
 - ・ 要件打合せ
 - ・ お客様作成のFAQをチャットボットに登録
(個社毎に調整するFAQ自動読み込みツール利用)
 - ・ ダッシュボード環境提供
 - ・ 辞書データ登録
 - ・ 初期動作確認
- 月額費用区分に対応するサービス
 - ・ QA対応チャットボット基本機能
 - FAQ / 雑談に対応した検索型チャットボット機能
 - 1契約で2つのチャットボットまで利用
 - U/I (チャンネル) はLINE、 Slack、 LINEWORKS、 Microsoft Teams、 及びブラウザ
 - ランク学習機能 (LTR : Learn to Rank)
 - ユーザー固有辞書登録機能
 - 管理コンソール
 - ダッシュボード
 - LINEWORKSユーザーへのPush送信機能
 - ・ 基本サポート
 - 仕様・不具合・障害に関する問い合わせ対応
不具合や障害が想定される内容
運用上必要な仕様に関するお問合せ
(※) 運用上必要ない細かな仕様に関する問い合わせは対象外
 - 運操作方法 (「Backlog」にてサポート実施)
マニュアルに記載された内容に関するお問合せ
FAQテンプレートに関するお問合せ
 - 一般的な性能改善方法のご案内
一般的な回答精度改善策のご案内

【LINEWORKS専用メニュー】

- 初期費の費用区分に対応するサービス
 - ・ 要件打合せ
 - ・ お客様作成のFAQをチャットボットに登録
(個社毎に調整するFAQ自動読み込みツール利用)
 - ・ ダッシュボード環境提供
 - ・ 辞書データ登録
 - ・ 初期動作確認
- 月額費用区分に対応するサービス
 - ・ QA対応チャットボット基本機能
 - FAQ / 雑談に対応した検索型チャットボット機能
 - 1契約で1つのチャットボットが利用可能
 - U/I (チャンネル) はLINEWORKS 限定
 - ランク学習機能 (LTR : Learn to Rank)
 - ユーザー固有辞書登録機能
 - 管理コンソール
 - ダッシュボード
 - ・ 基本サポート
 - 仕様・不具合・障害に関する問い合わせ対応

- 不具合や障害が想定される内容
運用上必要な仕様に関するお問合せ
(※) 運用上必要ない細かな仕様に関する問い合わせは対象外
- 運操作方法（「Backlog」にてサポート実施）
マニュアルに記載された内容に関するお問合せ
FAQテンプレートに関するお問合せ
 - 一般的な性能改善方法のご案内
一般的な回答精度改善策のご案内

※お客様個別のデータを確認した改善方法やその後の効果の確認等のサポートは
オプションサービス「サポートEX」をご利用ください

【サポートEX】

- 初期費の費用区分に対応するサービス
不要のため設定なし
- 月額費用区分に対応するサービス
 - ・FAQ設計コンサルティング
 - ・FAQ作成支援
 - ・月次定例会開催
 - ・Dashboard データを踏まえた傾向分析&アドバイザリング
 - ・辞書メンテナンス
 - ・モデル学習等メンテナンス作業

附 則

(実施期日)

本規約は、2019年8月1日から実施します。

(改訂履歴)

2019年3月追記

本規約におけるサービス名称を2019年3月15日より下記の通り改訂します。

※) 旧名称：「Proactive AI with KDDI」

※) 新名称：「スグレス with KDDI」

2019年6月追記

Pock Packに関する事項の追記。

2020年3月追記

LINWORKS専用メニューに関する事項の追記。

2021年3月追記

料金額を税込額に変更。